

港区役所地域防犯担当業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、港区役所地域防犯担当業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接試験

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域防犯に関する業務（関係機関との連絡調整、青色防犯パトロール車両の運行、自転車パトロール、ひったくり防止巡視、SNS等を利用した各種啓発活動等、付帯事務含む）
- (2) 種から育てる地域の花づくり事業に関する業務（緑化推進、各種講習会の開催補助、広報啓発活動、コミュニティ支援等）
- (3) 交通安全・自転車適正利用・違法駐輪対策に関する業務（交通安全イベントの補助、違法駐輪の啓発、SNS等を利用した各種啓発活動等）
- (4) 地域の防災に関する業務（備蓄倉庫の整理等）
- (5) その他、協働まちづくり推進課における補助業務（例：選挙関係業務におけるポスター掲示場の確認（設置準備から撤去までの間）および投票所への物品搬入の補助等）

(勤務)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日数

週5日又は週4日

- (2) 勤務時間

ア 週5日勤務の場合

午前 9 時から午後 5 時 30 分のうち所属が指定する 6 時間

イ 週 4 日勤務の場合

午前 9 時から午後 5 時 30 分のうち所属が指定する 7 時間 30 分

(3) 休憩時間

勤務時間のうち 45 分

(4) 休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（ア及びイに掲げる日を除く）

エ 週 4 日勤務の場合、月曜日から金曜日のうち所属から指定された曜日

2 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日に勤務を命ずることができる。

3 前項の規定により休日に勤務を命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

4 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の 6 日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の 6 日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の 21 日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

（その他）

第 6 条 この要綱の実施について必要な事項は、港区長が定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。